

(別記様式第 1 号)

計画作成年度	令和 6 年度
計画主体	郡山市

郡山市鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名

郡山市農林部園芸畜産振興課

所 在 地

福島県郡山市朝日一丁目 2 3 番 7 号

電話番号

024-924-3761

F A X 番号

024-938-3150

メールアドレス

engeichikusan@city.koriyama.lg.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ、ニホンジカ、ツキノワグマ、ニホンザル、ハクビシン、カラス、カワウ
計画期間	令和7年度～令和9年度
対象地域	福島県郡山市

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和5年度）

鳥獣の種類	被害の現状		
	品目	被害数値	
		面積（a）	金額（千円）
イノシシ	水稻	313.7	3,633.6
	雑穀（そば）	185.5	255.4
	果樹（かき）	1.0	17.8
	野菜（だいこん等）	26.9	605.0
	いも類（かんしょ等）	9.5	308.6
	小計	536.6	4,820.4
ニホンジカ	水稻	43.1	499.7
	雑穀（そば）	210.7	290.1
	野菜（だいこん等）	24.6	641.2
	いも類（ばれいしょ）	0.2	2.8
	小計	278.6	1,433.8
ツキノワグマ	水稻	14.6	169.1
	雑穀（そば）	2.0	2.8
	果樹（かき）	0.2	4.1
	小計	16.8	176.0
ニホンザル	水稻	7.5	86.9
	果樹（かき）	0.5	8.9
	野菜（なす等）	0.5	11.5
	小計	8.5	107.3
ハクビシン	水稻	2.9	33.6
	雑穀（そば）	0.5	0.7
	果樹（ぶどう等）	4.3	312.8
	野菜（トマト等）	13.5	784.9
	いも類（ばれいしょ）	0.4	5.6
	小計	21.6	1,137.5

カラス	水稻	0.8	9.6
	果樹（ぶどう等）	0.6	35.5
	野菜（トマト等）	1.7	120.5
	小計	3.1	165.6
農作物被害		865.2	7,840.5
カワウ	鯉	(33t)	18,150.0
	小計	(33t)	18,150.0
水産物被害		(33t)	18,150.0
総計		865.2	25,990.5

（２）被害の傾向

本市の鳥獣による農林水産業等に係る被害は、獣類は主にイノシシとニホンジカ、ハクビシン、鳥類は主にカワウによる被害である。

ア イノシシ

イノシシによる農作物の被害は、中山間地域を中心に阿武隈川以西地域（三穂田町、逢瀬町、片平町、湖南町、熱海町、喜久田町）と阿武隈川以東地域（田村町、西田町、中田町）の広範囲で発生している。被害は作付けされている農作物のほとんどにあり、特に水稻と雑穀（そば）、イモ類の食害が大きい。「掘り起こし」による畑や水田畦畔の破壊、「ヌタ打ち」による水稻・畑作物の倒伏被害が見られるほか、生活道路・農道・私道の法面・側道の掘り起こしなど数値化されない様々な「農業被害」と「生活環境被害」が通年で発生している。豚熱の影響等により個体数が減少していた時期と比較して、個体数は回復傾向にあり、それに伴い被害額も拡大傾向にある。

被害は甚大であることから、農業者の意欲減退、耕作放棄地の増加等を招く原因になっている。

イ ニホンジカ

郡山西部地域の三穂田町、逢瀬町、片平町、湖南町、熱海町で生息が確認されており、湖南町を中心に農作物被害が発生している。主な被害作物は、水稻、だいこん、そばなどである。被害時期は、主に７月から１０月までであるが、生息域の拡大とともに、被害額が増加傾向にある。

ウ ツキノワグマ

郡山西部地域の三穂田町、逢瀬町、片平町、湖南町、熱海町で生息が確認されている。農作物被害は湖南町、熱海町を中心に発生している。主に水稻の被害が多く、圃場内に侵入しての苗の踏み倒しによる被害や、穂の食害被害が発生している。被害時期は、主に８月から１１月までであるが、ツキノワグマの活動期間中は、人の生活ゾーンへの出没もみられ、目撃通報の事案が毎年数件発生し

ている。

エ ニホンザル

ニホンザルによる農作物の被害は、郡山西部地域の熱海町を中心に発生している。主な被害作物は、水稻、かきなどである。被害時期は、主に８月から１１月までである。被害範囲は狭いが、近くで栽培する果樹等への今後の被害増加が危惧される。

オ ハクビシン

ハクビシンによる農作物の被害は、市内一円で発生している。主な被害作物は、トマト、スイートコーン等の野菜類、ぶどう等の果樹類など多岐にわたっている。被害時期は、主に４月から１１月までである。「農業被害」のほか、家屋への侵入被害などの「生活環境被害」の事案が通年で発生しており、今後の被害増加が危惧される。

カ カラス

カラスによる農作物の被害は、市内一円で発生している。主な被害作物は、水稻、ぶどう等の果樹類、トマト等の野菜類など多岐にわたっている。被害時期は、主に４月から１１月までである。「農業被害」のほか、郡山駅周辺の糞害や騒音、ごみ集積所のごみ荒らしなどの「生活環境被害」が通年で発生している。

キ カワウ

カワウによる水産物の被害は、市内の鯉養鯉池で発生している。主な水産物の被害は、鯉の食害である。被害時期は、通年で発生している。鯉養鯉池に網やテグス等の設置や、花火等の音による威嚇を行っているほか、捕獲隊による銃器を用いた活動を実施し、被害は減少傾向にある。

(3) 被害の軽減目標

指 標	現状値（令和５年度）	目標値（令和９年度）
農作物被害額		
イノシシ	4,821 千円	4,580 千円
ニホンジカ	1,434 千円	1,434 千円
ツキノワグマ	176 千円	168 千円
ニホンザル	108 千円	108 千円
ハクビシン	1,138 千円	1,082 千円
カラス	166 千円	158 千円
計	7,841 千円	7,530 千円
農作物被害面積		
イノシシ	537a	511a
ニホンジカ	279a	279a
ツキノワグマ	17a	17a
ニホンザル	9a	9a
ハクビシン	22a	21a
カラス	4a	4a
計	866a	841a
水産物被害額 カワウ	18,150 千円	17,243 千円
水産物被害量 カワウ	33t	32t

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	・ 郡山市有害鳥獣捕獲隊に委託し、銃器やわなによる捕獲を実施している。 ・ 郡山市鳥獣被害防止対策協議会で購入した捕獲機材の導入を積極的に行っている。 ・ 捕獲した鳥獣を処分する際の場所の確保と捕獲隊員の労力軽減を支援するため、民間企業への業務委託により、収集・運搬・焼却を行っている。 ・ 狩猟に係る経費の負担軽減を図るなど、有害鳥獣捕獲の担い手確保	・ 郡山市有害鳥獣捕獲隊員の高齢化により、専門的知識や技術を熟知する捕獲従事者が減少していくことが懸念される。 ・ I C T等の技術を活用した捕獲資機材の活用により、捕獲従事者の負担軽減を図る必要がある。 ・ ニホンジカの生息域拡大に伴い、ニホンジカの捕獲技術を向上させる必要がある。

	対策を実施している。	
防護柵の設置等に関する取組	・イノシシ出没重点エリアを中心に電気柵の設置を行っている。 ・ニホンザルについては、花火による追上げ・追払いを行っている。	・設置後の電気柵の維持管理不足により、農作物被害が発生している懸念がある。 ・ニホンジカの生息域拡大に伴い、ニホンジカに対応する防護柵の設置が必要である。
生息環境管理その他の取組	・鳥獣を引き寄せる原因となる放任果樹や耕作放棄地の適正管理の普及啓発を実施している。	・集落の高齢化、人口減少に伴い、草刈り等による生息環境管理に限界が生じている。 ・緩衝帯整備をする際、候補地の選定と優先順位の設定が不明確である。

(5) 今後の取組方針

鳥獣による農作物等の被害軽減を図るため、「生息環境管理」「被害防除対策」「個体数管理」を組み合わせながら、地域ぐるみでの総合的な防止対策を実施する。具体的には以下のとおり。

- ・有害捕獲及び狩猟捕獲、指定管理捕獲による捕獲圧の強化
- ・電気柵等の侵入防護柵の整備
- ・集落単位で鳥獣被害が発生している要因や対策についての整理と、野生鳥獣を誘引しない環境の整備
- ・農地周辺に寄せ付けないために、餌となる誘引物の除去、里山林の整備、耕作放棄地の解消等のための普及啓発

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

福島県猟友会郡山支部の推薦により、郡山市有害鳥獣捕獲隊を郡山市が編成し有害鳥獣の捕獲を実施する。また、関係機関等と連携を図りながら効果的な捕獲に取り組む。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
R7～R9	イノシシ ニホンジカ ツキノワグマ ニホンザル ハクビシン カラス カワウ	・ くくりわな、箱わな、囲いわな、ICT等新技術を活用した装置など捕獲機材の整備 ・ 関係団体主催の各種研修会議等への参加 ・ 狩猟に係る経費の負担軽減を図るなど、有害鳥獣捕獲の担い手確保対策の実施

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
福島県策定の「福島県第13次鳥獣保護管理事業計画」、「福島県イノシシ管理計画」、「福島県ニホンジカ管理計画」、「福島県ツキノワグマ管理計画」、「福島県ニホンザル管理計画」及び「福島県カワウ管理計画」に基づく基準により行う。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和7年度	令和8年度	令和9年度
イノシシ	福島県第13次鳥獣保護管理事業計画及び福島県イノシシ管理計画に基づく基準による。	福島県第13次鳥獣保護管理事業計画及び福島県イノシシ管理計画に基づく基準による。	福島県第13次鳥獣保護管理事業計画及び福島県イノシシ管理計画に基づく基準による。
	500頭 * 狩猟捕獲、指定管理捕獲は除く	500頭 * 狩猟捕獲、指定管理捕獲は除く	500頭 * 狩猟捕獲、指定管理捕獲は除く
ニホンジカ	福島県第13次鳥獣保護管理事業計画及び福島県ニホンジカ管理計画に基づく基準による。	福島県第13次鳥獣保護管理事業計画及び福島県ニホンジカ管理計画に基づく基準による。	福島県第13次鳥獣保護管理事業計画及び福島県ニホンジカ管理計画に基づく基準による。
	200頭 * 指定管理捕獲は除く	200頭 * 指定管理捕獲は除く	200頭 * 指定管理捕獲は除く

ツキノワグマ	福島県第 13 次鳥獣保護管理事業計画及び福島県ツキノワグマ管理計画に基づく基準による。	福島県第 13 次鳥獣保護管理事業計画及び福島県ツキノワグマ管理計画に基づく基準による。	福島県第 13 次鳥獣保護管理事業計画及び福島県ツキノワグマ管理計画に基づく基準による。
	100 頭	100 頭	100 頭
ニホンザル	福島県第 13 次鳥獣保護管理事業計画及び福島県ニホンザル管理計画に基づく基準による。	福島県第 13 次鳥獣保護管理事業計画及び福島県ニホンザル管理計画に基づく基準による。	福島県第 13 次鳥獣保護管理事業計画及び福島県ニホンザル管理計画に基づく基準による。
	20 頭	20 頭	20 頭
ハクビシン	福島県第 13 次鳥獣保護管理事業計画の基準による。	福島県第 13 次鳥獣保護管理事業計画の基準による。	福島県第 13 次鳥獣保護管理事業計画の基準による。
	400 頭	400 頭	400 頭
カラス	福島県第 13 次鳥獣保護管理事業計画の基準による。	福島県第 13 次鳥獣保護管理事業計画の基準による。	福島県第 13 次鳥獣保護管理事業計画の基準による。
	500 羽	500 羽	500 羽
カワウ	福島県第 13 次鳥獣保護管理事業計画及び福島県カワウ管理計画の基準による。	福島県第 13 次鳥獣保護管理事業計画及び福島県カワウ管理計画の基準による。	福島県第 13 次鳥獣保護管理事業計画及び福島県カワウ管理計画の基準による。

捕獲等の取組内容
農作物等の被害発生時期において有害捕獲を実施するとともに、イノシシ、カワウについては被害軽減に必要な個体数調整捕獲を実施する。 捕獲方法は、以下のとおりとする。 【捕獲方法】 イノシシ : 銃器、箱わな、くくりわな、囲いわな (通年) ニホンジカ : 銃器、箱わな、くくりわな、囲いわな (通年) ツキノワグマ : 銃器、箱わな (主に 4 月～12 月) ニホンザル : 銃器、箱わな、囲いわな (通年) ハクビシン : 箱わな (通年) カラス : 銃器、捕獲檻 (通年) カワウ : 銃器、コロニーの撤去 (通年)

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
大型獣類の捕獲については、箱わな、くくりわなにより捕獲を行っているが、遠距離からの銃による捕獲も有効である。山間や沢沿いでの生息・活動が多くみられ、ライフル銃の所持隊員は許可証の提出により確認していることから、周辺の安全を確保しながら慎重な判断のもとで、射程が長く殺傷力の高いライフル銃の使用を許可する。なお、捕獲の時期や場所は、許可証及び従事者証に記載されているものに限る。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
なし	なし

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和7年度	令和8年度	令和9年度
イノシシ ニホンジカ ツキノワグマ ハクビシン	電気柵 120,000m	電気柵 120,000m	電気柵 120,000m
イノシシ ニホンジカ	ワイヤーメッシュ柵 3,000m	ワイヤーメッシュ柵 3,000m	ワイヤーメッシュ柵 3,000m

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
R7～R9	イノシシ ニホンジカ ツキノワグマ ニホンザル ハクビシン	主にイノシシ及びニホンジカ対策用の電気柵整備を推進するとともに、受益者向けに電気柵設置説明会を開催することで、効果的な使用と適正な維持管理の徹底を図る。 ニホンザルについては専用の花火等を用い、地域住民が自ら追上げ・追払い活動を実施できる体制づくりを支援する。

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

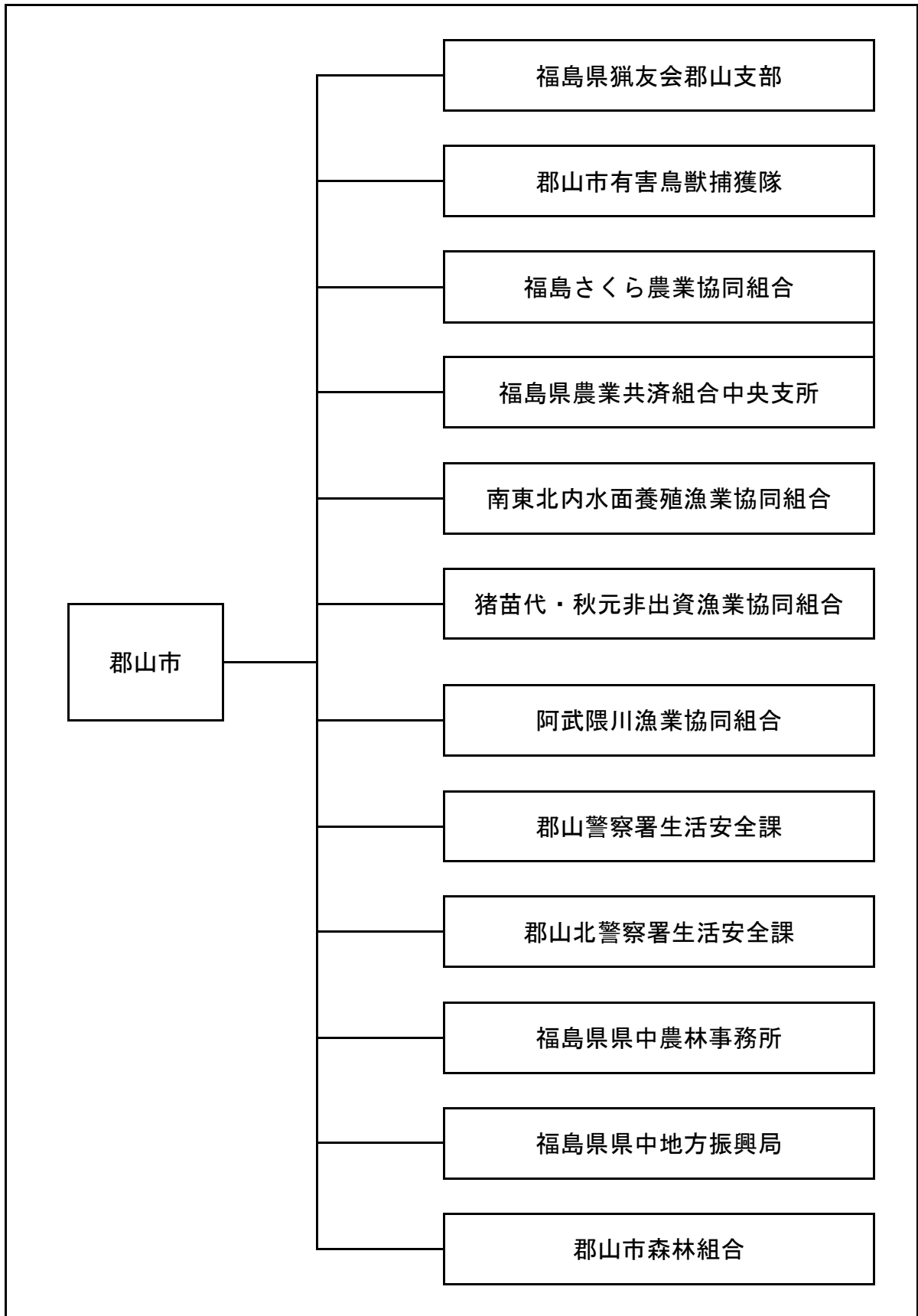
年度	対象鳥獣	取組内容
R7～R9	イノシシ ニホンジカ ツキノワグマ ニホンザル ハクビシン カラス カワウ	被害の多い地域において、侵入防止柵の設置、緩衝帯の設置や放任果樹の除去等の環境整備を、地域住民が主体となって実施できる体制づくりを支援する。 広報紙や研修会を通じて、鳥獣被害防止に関する情報提供を行い、集落全体での自衛意識を促す。 ツキノワグマについては広報車の運行などにより、人身被害防止を図るとともに、目撃情報の多い地域においては、生息状況の調査を行い、調査結果に基づくゾーニング管理を実施する。

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
郡山市	市関係機関とその他関係する団体への連絡及び調整を行う。 対象鳥獣の捕獲許可及び注意喚起と広報活動を行う。 事務局を担当し、郡山市鳥獣被害防止対策協議会に関する事務とその調整を行う。
福島県猟友会郡山支部	有害鳥獣関連情報の提供と有害鳥獣の捕獲を行う。
郡山市有害鳥獣捕獲隊	
福島さくら農業協同組合	有害鳥獣関連情報の提供と問題の共有を図り、対象地域内の営農技術指導を行う。
福島県農業共済組合中央支所	有害鳥獣関連情報の提供と対象地域内の被害防止対策の助言指導を行う。
南東北内水面養殖漁業協同組合	有害鳥獣関連情報の提供と漁業被害防止に関する業務を行う。
阿武隈川漁業協同組合	
猪苗代・秋元非出資漁業協同組合	有害鳥獣関連情報の提供に関する業務を行う。
郡山警察署生活安全課	有害鳥獣関連情報の提供と住民の生命財産を守るために必要な措置、関係者への助言指導を行う。
郡山北警察署生活安全課	
福島県県中農林事務所	有害鳥獣関連情報の提供並びに被害防止技術の情報提供、助言及び指導を行う。
福島県県中地方振興局	
郡山市森林組合	有害鳥獣関連情報の提供を行う。

(2) 緊急時の連絡体制



7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

埋設又は焼却により適切に処理する。

イノシシ、ニホンジカ、ツキノワグマ、ニホンザル等の中・大型獣類については民間企業への業務委託により、収集・運搬・焼却を行う。

原子力災害対策特別措置法に基づき出荷制限が指示されている野生鳥獣肉について、出荷制限の一部解除に向けた取組を関係機関とともに進め、解除となった場合には、処理加工施設に搬入し、ジビエとしての利活用を図っていく。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	原子力災害対策特別措置法に基づく出荷制限が指示されている野生鳥獣肉について、今後出荷制限について一部（又は全部）解除となった場合には、関係機関と調整のうえ、活用を推進する。
ペットフード	他市町村の事例を参考に、利活用について検討する。
皮革	
その他 （油脂、骨製品、角製品、動物園等でのと体給餌、学術研究等）	

(2) 処理加工施設の取組

他市町村の事例を参考に検討する。

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

他市町村の事例を参考に検討する。

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	郡山市鳥獣被害防止対策協議会
構成機関の名称	役割
郡山市	事務局を担当し、協議会に関する連絡・調整を行う。
福島さくら農業協同組合	有害鳥獣関連情報の提供と被害防止に関する指導を行う。
福島県農業共済組合中央支所	有害鳥獣関連情報の提供と被害防止に関する指導を行う。

福島県猟友会郡山支部	鳥獣の出没等に関する情報の収集と提供を行う。
郡山市有害鳥獣捕獲隊	要請等に基づく有害鳥獣の捕獲を行う。
郡山市森林組合	有害鳥獣関連情報の提供を行う。

(2) 関係機関に関する事項

関係機関等の名称	役割
東北農政局	有害鳥獣関連情報の提供並びに被害防止技術の 情報提供を行う。
福島県県中農林事務所	有害鳥獣関連情報の提供並びに被害防止技術 の情報提供、助言及び指導を行う。
福島県県中地方振興局	
南東北内水面養殖漁業協同組合	有害鳥獣関連情報の提供と漁業被害防止に関 する業務を行う。
阿武隈川漁業協同組合	
猪苗代・秋元非出資漁業協同組合	有害鳥獣関連情報の提供に関する業務を行 う。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

他市町村の事例を参考に検討する。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

なし

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

なし
